

さいたま市告示第487号

さいたま市総合療育センターひまわり学園医事業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収又は収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 業務名

さいたま市総合療育センターひまわり学園医事業務

2 指定公金事務取扱者

- (1) 名称 株式会社ニチイ学館
- (2) 住所又は事務所の所在地 東京都千代田区神田駿河台4-6

3 履行場所

- (1) 総合療育センターひまわり学園 さいたま市西区三橋6丁目1587番地
- (2) 療育センターさくら草 さいたま市桜区田島2丁目16番2号
- (3) 療育センターひなぎく さいたま市岩槻区府内1丁目8番1号

4 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月13日

5 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月19日

6 委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

7 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

- (1) 障害児総合療育施設等使用料
- (2) 障害児総合療育施設等手数料

8 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所子ども未来局総合療育センターひまわり学園医務課
- (2) 電話 048(622)1734